

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録
< 第17号 >

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）

令和7年9月10日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第17号>

開会の日時

年月日 令和7年9月10日 水曜日
開 会 午前10時22分
散 会 午前11時32分

場 所

第2委員会室

議 題

1 審査日程について

出席委員

委 員 長	座 波	一
副 委 員 長	西 銘	啓史郎
委 員	宮 里	洋 史
委 員	徳 田	将 仁
委 員	新 垣	淑 豊
委 員	仲 里	全 孝
委 員	大 浜	一 郎
委 員	上 原	快 佐
委 員	玉 城	健一郎
委 員	新 垣	光 栄
委 員	仲宗根	悟
委 員	高 橋	真
委 員	比 嘉	瑞 己

委員 当山勝利
委員 大田守

欠席委員

なし

○座波一委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

審査日程についてを議題といたします。

去る8月18日の本委員会では、これまでの調査結果等を踏まえ、論点整理や証人喚問の候補対象、今後のスケジュールに係る素案について、たたき台として提示して説明しましたが、一旦はその内容を持ち帰り各会派において検討することとなりました。

本日は持ち帰り検討の結果について、各会派等の御意見をお聞かせいただきながら、今後の審査日程等について協議することとしております。

各会派から、主に1論点整理の内容、2証人喚問の候補者、3今後のスケジュールの3点について、追加・修正等の御意見や、証人喚問の候補者等について御提案等があれば順次お願いいたします。

まずは、自民党会派からよろしくお願いいたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 証人喚問の要望につきましては、平安山初代所長、そして山里副所長、コア社社長、溜知事公室長、玉元課長。そしてですね、日程を分けてでもいいんですけれども、池田副知事、玉城知事の証人喚問の要望をいたします。

以上です。

○座波一委員長 今後のスケジュールについては、前回お示しした内容でほぼそれで、よろしいと考えておりますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 自民党会派は、ほかに。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 ワシントン駐在事業を決裁した職員。当時ではなくて、これまでですね、の出席を求めます。

○座波一委員長 具体的には。

○宮里洋史委員 具体的には、事業の委託料の決裁をした人。

○座波一委員長 人です。

○宮里洋史委員 人は分からないので、担当者の。

○座波一委員長 ここで決めないと、そういうふうな要請ができない。個別の要請ですので。

○宮里洋史委員 要するに、この起案者を呼びたいってこと。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から証人候補者は本日限りで全て決定するものではなく後日の追加も可能であること、ただし、具体的な氏名を提示する必要がある旨の補足があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 個別名ということでしたので、事務局のほうで、ワシントン駐在活動支援事業の起案者の名簿の提出をお願いいたします。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から宮里委員へ発言内容の確認があり、宮里委員か

らワシントン事務所支援の委託事業を起案した担当者レベルを呼びたい旨の説明がなされ、事務局にて整理することとなった。)

○座波一委員長 再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 論点整理については、かなりまとめられているのではないかなと思います。もちろん、枝葉の問題はあるにせよ、論点整理は非常にまとまっているのではないかなというふうに思います。監査報告からの指摘事項とかですね。

検証委員会からの指摘事項というのもこれはもちろん重要視しなければいけない話なんですけど、総じてですね、私たちはこれ、アメリカの問題というような執行部の答弁がありました。どうも日本の考え方とちょっと違うような、アメリカだから大丈夫みたいな、そのような発言が多々見られます。そこに関して我々がジャッジするのは非常に難しいという現状もあろうかと思っておりますので、この論点整理を踏まえてですね、これは証人喚問ではなくて参考人としてですね、検証委員会に関わった吉田弁護士から、この論点整理について質疑をする機会を求めたいというふうに思っています。

証人喚問をしつつ、論点整理の問題もありましたので、その辺のところ提案をして。米国のビジネスに関して非常に見識のある吉田弁護士が、検証委員会の中でかなり厳しい御意見を残されているということでもありますので、私たちの論点整理の中から、再度ですね、質疑をさせていただいて、私たちの論点整理との整合性というものをしっかり見極めたいと。それで証人喚問の中で問題を掘り下げて、出口はどういうふうにしていくのかということをお皆さんと共有できるようなことが、もう非常に大事かなと思っておりますので、この件をお皆さんにはお諮りしたいと思っております。

○座波一委員長 この今の大浜委員の提案にはですね、確かにそれなりの根拠があると思っておりますので、検討したいと思っております。

ただいまの提案に御意見のある方は。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 今の提案なんですけど、以前、検証委員会の委員長を参考人として我々が提案したときに、この組織としてまとめた意見なので個別に発言は何かできないような旨の回答があったと思うんですけど。今大浜委員が提

案はしたんだけど、おそらくそういう形で、個別で対応するというのが難しいという回答になるかとは思いますが、そこら辺は一応——もちろん本人がいいというんだったらいいんですけど、そこはちょっと調整が必要なのかなと思います。

○座波一委員長 ただいまの上原委員の意見も、確認すべき事項だなと考えております。当時のこの竹下委員長としては対応が難しいというのがありましたので、それはそれで理解はしておりましたが、今回の提案というのは、事情が、内容がですね、国際的な問題に関するその諸手続の問題についての参考人という観点からするとですね、そこはまた、対応が可能かどうかというのも含めて、吉田弁護士に検討してもらって判断してもらうべきじゃないかなと考えております。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から過去における検証委員会の委員長に参考人出席を調整した時の状況についての補足説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今回の議論ですけどね、ただ曲がりなりにも検証委員会のメンバーなんですから。公平公正であるべき委員会ですので、当たる順番としては、この国際法に詳しい弁護士がほかにいないのか。まずそこから当たるべきじゃないですか。

○座波一委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 国際法に詳しい弁護士、またビジネスに詳しい弁護士もいらっしやるのは当然です。ただ今回はこの論点整理の中においてもですね、極めて不明確なことが多すぎると。実際に資料も見ているという中でね、ああいうふうな報告書が出てきたということでもあります。

ですので今回は、報告書に対する質問ではなくて、あくまでも我々がそれ以降、執行部が聞き取りをしたものから改めて出てきた論点を整理しているはずですので、それについて、答弁の中で皆さんがお聞きになっているから分かるんでしょうけど、決算の在り方においてもこれ米国法ではそうなんです

と。どこの米国法がどうなんだという説明は実はないんですよ。なので、米国だったら監査も受けなくていいんですかという話に僕はなるわけですよ。決算書に監査報告がないわけですよ、毎年の。だからそういった問題とかいうのも、本来は突き詰めていかなきゃいけない話なので、米国法と日本法の具体的——あそこでは合法でこっちは合法ではない、こっちで合法だけどあそこでは合法ではない、相反するような問題があつてね。本来は議会に提出する際には——していなかったから問題になったんだけど、提出する際にはどういうふうにして提出すべきだったのかというのは、実は不透明なままなんですよね。だからそういった問題含めて、この問題に関わった云々ということもありますけれども、あくまでもこれを踏まえて、この僕らの論点整理について、我々が知見を共有したいというような考え方は、僕はあつてしかるべきかなと思っているんですよ。

○座波一委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず吉田弁護士はハワイ在住でしたっけ……。どこにいらっしやるのか。ハワイでいいんですね。

それでね、今比嘉瑞己委員の提案も理解はするんですけど、国際法に詳しいといっても、じゃこのワシントンの状況を、いろんな資料を見た人と見ていない人では全然判断も違うと思うんですよ。ですから、今大浜委員からあるように私はこれを見て、議論をして、米国のいろんな法律に詳しいという意味では、吉田さんが一番適任かなと。でも那覇にいる国際弁護士といっても、このワシントンの資料を全く見ていなければ、ゼロから見て、読み込んでとなると、また時間がかかると思うんですよ。ですから、ハワイにいるんだったら、呼ぶのに時間とお金がかかるのであれば、オンラインでもいいし何かいろんな方法を考えて、実際にアメリカの法律に詳しいという吉田さんだとしたら、中身を見ている人に来てもらうのが私はベストだと思います。

○座波一委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 聞けば聞くほどね。なお、そうであった資料を見た吉田さんとなったら、報告書の中身に入っていくわけですよ。そうすると、検証委員としての立場から、どうなのかという疑問が出る。ワシントン州の法律のことである場合、これワシントン、州ごとで法が違うわけだから、そのワシントン州の法律に詳しい方を参考人招致すべきじゃないか。

○西銘啓史郎委員　そういうやり方もあるでしょうけど、ワシントン州の弁護士が、この今までの経緯、資料を見ていない人が来て、一般論で語ることと、実際にいろんな資料を見て、不具合も含めて、こうあるべきだということを確認するという意味では、私はやはり吉田さんがベストだと思います。

○座波一委員長　今議論を聞いていますが、私の考えとしてはですね。この百条委員会の目的は何なのかと。皆さんは、それを解決して、解明して、県民にしっかりと説明する、明らかにする責任を負っているわけですので、それに向けて、しっかりと、しかるべき人を呼ぶということから考えていけばですね、当然この事情を分かった上での国際的な弁護士がいいかなということは、これは別に偏った考えではないと思います。そこはですね、吉田弁護士に、竹下委員長と相談の上ですね、判断を委ねるべきじゃないかなと。こっちがいい悪いということはちょっと難しいので、最適な弁護士と言えば、今のところ吉田さんになってくるのかなと、私は今思っているところであります。

○座波一委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　百条委員会って、議会に設置されていて、独立していると。先ほどの、今言っているその弁護士というのは、そもそも県が設置した調査委員会の中で調査報告書も出している。あそこは報告書の中で結論を出している中で、我々が彼らと呼ぶということは、その調査報告書にのっとった結論になりませんか、誘導されないか、というところはあるのかなと思います。なので、やはりワシントンDCの法律に詳しい弁護士だったりとか会計士を、今大浜さんだったりとか西銘さんの指摘どおりであれば、そのほうがいいのかと思います。

もし弁護士とか会計士と呼ぶのであれば、専門的な知識と呼ぶのであれば、ワシントンDCの法律に詳しい方がいいと思います。別の方がいいと思います。

○座波一委員長　大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　今の話は、要するに、吉田弁護士だったら何か不具合が起きるのではなからうかというのが前提にしゃべっているんですか。

僕は吉田弁護士が、要するに我々が論点整理した問題について、僕らは議論するわけです。もちろん監査報告もあった。当然、検証委員会の報告もあつ

た。それに加えて我々が議論した中で、不透明な部分というのは、全て不透明なんです。論点整理の中で明らかになったというのは、もうほとんどない。だから、これに関わった人から、法的な解釈、法的な問題の在り方、要するに米国に関して、我々は知識がね、無知だから。やはりそれに精通した方々の、しかも弁護士としてね、これに関わったんだから。だから、もうそれは下地として、この問題に一旦関わっているけれども、法的な解釈として、私たちが新たに掘り出してきて論点整理した中身について、法的にどうかと。だって執行部からの回答は、米国ではそうなんですから、米国ではそうなんですから。僕らがじゃ米国はどこの問題なんですかと言われても、僕らは分からんじゃないですか、無知だから。だからそこをきちっとこの問題についてどうかと聞くのは、何も不利なことを助長するということは何一つないと僕は思いますよ。ですの僕が吉田弁護士が最適だと思っています。僕らの論点整理を明確化するためにもね。だからその点はちょっと理解をしていただきたいというふうに思いますけどね。

○座波一委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 私もですね、別の弁護士がいいと思います。なぜかという、この報告書の免責事項にですね、本報告書の内容は法的な助言をする構成ではありませんと、はっきり言っているし、個別の状況に応じた専門的な助言に代わるものでもありませんと。そういった報告書を出した弁護士ではなく、しっかりとした第三者にですね、出していただいたほうがいいと思うのが1つと。それを私たちがこの委員会の質疑の中でずっとずっと質問して、質疑とかいろんなことを調査してきた中でですね、ずっと詰め切れなくて——これは確かにもう執行部のですね、この部分も関わると思うんですけども、最初のボタンのかけ違いで、今、現在の担当者が分からない状態が続いていると思いますので。そういったのをですね、もう枝葉をずっとずっと拾っていくとですね、これ永遠に終わらないですよ。当初私たちが目的とした、この立ち上げた部分の4項目でしたか、5項目にしっかり対応した報告書を、私たち委員会としては出せばいいのではないかな。

○座波一委員長 大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 当然我々が独自の報告書を出さなければいけないんですよ、最後はね。ただし我々は検証委員会の報告書について、質問するわけではあり

ませんよ。報告書について質問するわけじゃない。彼らの検証委員会も3月末で区切られてしまったから、それまでの資料でしか判断できませんという前提で、そういう言い方をしているわけですよ。なので3月末で決まっちゃったから、それ以降に出てきた資料だってあるでしょう。だからその以前の問題でのジャッジメントであって、あくまでも我々としては、それが終わった後に、この百条委員会の中で出てきた新たな問題の論点を今整理しているわけですよ。それについて、法的な解釈をやる。この問題を知っているか否か、これ専門性もあるでしょうからね。専門じゃない弁護士を連れてきたって、意味分かんのですよ、はっきり言ってね。だから、僕らは僕らなりの、これによって傾くということはないですよ。僕らがやるべきことは、一番最後にあるね、県から責任の在り方に関する具体的な方針が示されていないということなんですよ。そこについては報告をして、県民に知らせる義務がある。だからそこについて、今論点整理をした中の信憑性だとか、方向性だということをジャッジするというのを委員会がやらなかったら、この委員会の意味ないんですよ。そこを皆さんに理解をしてもらって、前に進めなければいかんだろうと。あやふやな中で報告書がまとめられないから。

○座波一委員長 先ほど新垣委員からありました、今からまたさらに枝葉を広げようという魂胆は全くないです。これは今までの積み重ねで、やっと中間整理をしてきて、まとめて、そして参考人招致から証人喚問に移るというこの段階の中でですね、論点を明確にしていって、法的な根拠を調べていく中で必要だという判断じゃないかなと私は考えていますので、やたらこの証人を増やすとか、このいろんなものにまた枝葉を広げるといってやっているとやっていると、ぜひ分かっていたきたい。

ほかにありますか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 大浜さん、西銘さんの意見に賛成ですよ。ただ、呼ぶにして、国際法に詳しいワシントン州の法に詳しい弁護士を呼ぶというところに賛成なんだけど、それがなぜ吉田さんなのか。吉田さんは第三者委員会のメンバーなんだから。公平公正の観点からも、委員長も断っているわけだから。だからこのワシントン州に詳しい、法に詳しい弁護士を呼ぶべきじゃないかという意見です。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から今の参考人の件は後ほど整理をすることとし、先に持ち帰りの3点について引き続き意見を出してほしいとの発言があった。)

○座波一委員長 再開いたします。
徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 これまで初代副所長とか、初代、2代目、3代目と、いろいろ駐在員を呼んできた中で、なかなか当時のことを覚えていないとか、担当が誰だったか分からないとか、そういったことは結構多いですので、最近まで本当に駐在でいた仲里さん、玉城さんに、実際本当に最近までいたので、どういったことを、どういう送金の仕方であったり、県庁側のどなたと連絡やり取りをしていたとか全て覚えていると思うんですね。そういったことも踏まえてお呼びしたいなと思います。

○座波一委員長 直近の駐在員ということで、仲里和之さんと玉城勝也さん。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 すみません。先ほどは参考人並びに証人喚問の人の話だったんですけれども、その資料提供だったんですけれども、論点について追加をお願いしたい部分がございます。

職員の身分に関しましては、ビザの取得だったり、営業許可の部分だったりするんですけれども、ワシントン事務所の、百条委員会の質疑の中で、やはり法人に勤める場合は法人から給料が支払われるというのが、県としてありました。なので、これまで駐在職員に払った県の職員としての給与は、支払うことが可能なのか。改めて法的根拠も含めて、論点の一つに挙げていただきたいと思います。

以上です。

○座波一委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

参考人招致の件ですけれども、当時の副知事、知事公室長を歴任されている謝花喜一郎さん。もう本当最後のこれ詰めの話になってきますよね。これ一旦

また最終的な確認をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、あと当時のもう本当創立当時のですね、副知事をされていた安慶田光男さん。こちら辺も、ちょっと検討させていただきたいなと思っております。

○座波一委員長 確認します。

当時、当初の安慶田副知事ですね。と、令和元年からの謝花副知事を証人喚問に呼んでほしいということですね。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 第2代目の運天所長ですか。ここにもですね、少し最終的に確認する事項があるかと思えます。運天さんも候補に入れてください。

○座波一委員長 了解しました。2代目所長の運天さんも候補として入れておきます。

自民党会派が以上であれば、他会派の意見も聞きます。よろしいですか。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 お疲れさまです。

まずスケジュールに関してですけれども、3月をめどにという形ですが、今後もちろん参考人であったり証人喚問であったり、ちょっと今話を聞いているだけで、物すごい数になっているので、これを全員呼ぶかほかどうか別としてですよ、ただそこは、最終の期限ですね、そこはしっかり踏まえた上でやらないと、ずっと伸びて伸びてになってしまうので、そこはしっかりやるべきかなと思っております。

あと証人喚問に関してですが、この沖縄県ですね、ワシントン事務所設立の経緯であったりビザの関係であったりですね、運営の關係の法的助言をしているのは、当初からダニエル・S・クラカワーさんが中心となって法的助言を行っていたというふうに認識しています。なので、彼の証人喚問が最も必要ではないのかなというふうに思います。

ただ、一方で事務局にも昨日確認はさせていただいたんですが、地方自治法という国内法に基づいた上でのこの百条委員会でありますので、外国籍の方、もしくは外国に在住されている方が、この対象となるのかというのは、やはり精査した上で、そこはしっかり対応すべきかなというふうに思っております。

以上です。

○座波一委員長 今、上原快佐委員からは、弁護士のダニエル・S・クラカワ一氏をとこの発言がありました。これにつきましては、今あるとおりですね、外国籍の人物、あるいは企業ということもありますので、国内法との整合性も含めて、事務局のほうで総務省に照会して、そこら辺の法解釈を確認した上で、やるかどうかを皆さんに伺います。

休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から百条委員会は3月までに閉めないといけないのかとの確認があり、委員長から3月末は一応の区切りのめどであり、必要があればそれ以降も可能である旨の説明があった。)

○座波一委員長 再開いたします。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 論点整理については、先ほどの質疑の中で委員長から、枝葉に対するものではなくて、今後ですね、そういう結論を出していくためにということ伺ったので、それで私いいと思います。

それで、証人喚問については、私たちは誰を呼ぶかということはありません。

日程に関しては、もうそろそろ閉めたほうがいいのではないかなということ

です。

以上です。

○座波一委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 うちの会派ですが、スケジュールについては委員長案のほうでいいと思います。16回重ねてきて、いろいろ見えてきたものもあるので、3月をめぐりに結論を出していきたいと思

います。その上で証人喚問なんですけれど、先ほどから名前、この論点整理の部分なんですけれども、まだまだ不十分じゃないかなと……。そういう論点があるのは分かるんですけども、その論点について誰と誰の意見が違っているのか。この点ははっきりさせてほしいと、この間要望も出しているわけですが、そういうのをちゃんとやった上で証人喚問をやらないと、先ほどから挙がっている名前を聞くとこれまで参考人と呼んだ方々ばかりですよ。だから、同じことを答えてもらう形になりやしないか。

なので、どことどこに相違があるのか、この点がまだ不明なのかということ

ろをはっきりした上での証人喚問をやっていただきたいという答えです。

○座波一委員長 ただいまの御指摘はですね、前回の委員会でもあり、比嘉委員、あるいは西銘委員からも論点整理の誰が誰にというような部分の整理がまだできていないという指摘がありましたので、そこは今事務局が精査中です。しっかりとそれをやってですね、証人喚問につなげたいと考えております。
当山勝利委員。

○当山勝利委員 まず日程に関しては、きちんと提案のあるものの範囲内でやっていただきたい。もうそれが前倒しでできるんだったら前倒しでもいいぐらいだと私は思っておりますので、ぜひそこら辺は委員長の差配をよろしく願います。

それと、確かに論点については出されてはいるんですけども、この論点整理の中身で、比嘉委員がおっしゃるとおりだと思っただけなんです。論点整理の中身で、これまで呼ばれた方の参考人の証言というのかな、思いつくられた論点整理なので、このままで同じ方を呼んでも同じような話しか出てこない可能性が高いというのがあるので、そこら辺はちょっと同じことの繰り返しになる可能性があるというのには私も危惧しておりますので、ぜひそこら辺は考慮していただきたいという点があります。

それから、私たちの会派のほうから、誰かを証人として呼ぶというのはないです。

以上です。

○座波一委員長 大田守委員。

○大田守委員 証人喚問なんですけれども、そちらのほうはですね、私はこれまでここでいろいろとお聞きしてまいりました。ただその中では相当な食い違いが出ております。そこは今まで呼んだ方も私は呼んでいただいて、この方はこう言っていると、でも、あなたはそう言いましたねと、そこを今度証人喚問のほうでしっかりとやったほうがいいと思うんですよね。同じ方を呼ぶのかという意見もあるかもしれませんが、私は同じ方でも呼んでもいいと思っております。

でも、これまた期間的に長々ともやってもしょうがないですから、できたらもう来年の3月以前には本来終わるべきだと思っております。

以上です。

○座波一委員長 高橋真委員。

○高橋真委員 皆さんと一緒になので。論点整理も証人喚問も、そしてスケジュール感もきちんと合意を取ってやっていくことで、会派の意見として述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○当山勝利委員 今までの議論も踏まえてで、その論点整理がもうちょっと整理される、はっきりさせることによって、呼ぶ方もまた絞られてくると思うんですよ。だからそこが先じゃないですかね、その整理が。その上で、誰を呼ぶかというのがはっきりすると思うんですね。そうすることによって、もっと時間は短くなるし、論点もはっきりするし、証人を呼んだときに、その出てくる証言がお互いに納得できるものになると思うんですね。ぜひそこを先にやっていただきたいんですけど、いかがですかね。

○座波一委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から各委員からの御意見も踏まえて、各論点についてのこれまでの発言等が対比できるような資料を準備したいとの発言があった。また、事務局において、外国人を証人喚問できるかという点について整理した上で総務省に確認すること、宮里委員からあった論点追加の要望及び大浜委員からのあった決算・清算処理の適法性等に係る論点追加の要望について検討することが確認された。さらに、参考人候補の吉田弁護士については、委員会決定前であるが事前に本人に応ずる意思があるか確認することとなった。次回日程について協議を行った。)

○座波一委員長 再開いたします。

次回以降の委員会は、休憩中の御協議において整理したとおりに進めることとし、日程等の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○座波一委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 座 波 一